

八千代市子ども・子育て支援事業計画の見直し方針（案）

1 はじめに

子ども子育て支援事業計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年度内閣府告示第 159 号）」において、教育・保育等の量の見込みと利用の認定実績に大きく乖離がある場合には、計画期間（H27～H31）の中間年にあたる平成 29 年度を目途に、計画を見直すこととされている。

このため、本市においては、平成 29 年 1 月 27 日付けで内閣府から発出された「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（以下「手引き」という。）で示された考え方を基本として、本方針に基づき見直しを行うこととする。

2 教育・保育の量の見込み

（1）見直しの要否の検討

次の場合には、支給認定区分ごとに平成 30 年度及び平成 31 年度の量の見込みを見直す。

①「支給認定区分ごとの実績値」÷「量の見込み」が、90%以下または 110%以上の乖離がある。

※実績値は、平成 29 年 4 月時点とする。

※1号認定を受けずに未移行園を利用する子どもの数を含める。

※1号及び2号（幼稚園の利用を希望する者）の実績値を区別して算定しない。

②上記に該当しない場合でも、引き続き受け皿整備をしなければ、待機児童が見込まれる。

（2）見直しの要否の結果（詳細については、資料 29-1-3「各支給認定区分の実績一覧」を参照）

上記（1）により見直しを検討した結果、1号認定及び2号認定いずれにおいても乖離が生じており、3号認定については、1・2歳区分で乖離が生じているものの0歳区分では乖離が生じていなかったが、女性就業者数が増加傾向にあることや、上記（1）②により見直しが必要であると考えられるため、全ての認定区分において見直しを行うものとする。

（3）見直しの基本的な考え方

見直し方法については、手引きにおいて、次のとおり算定式等の基本的な考え方が示されている。

「見直し後の量の見込み」＝「支給認定割合(注1)」×「推計児童数(注2)」

注1 (認定子どもの実績＋認定事由に基づく補正值) ÷ 3歳以上の小学校就学前(3号認定は3歳未満)の子どもの数

○使用する数値は、平成29年4月時点とする。

○認定事由に基づく補正值の考え方は、次のとおりとする。

[1号認定] 女性の就業増加によって幼稚園を利用していた層が保育所を希望する場合に留意し、地域の実情を踏まえて補正する。

[2号, 3号認定] 乖離の原因が単に児童数の増加ではなく、就労、求職活動及び育児休業であるときに補正する。

[3号認定] 女性の就業率が上昇している場合には、女性の就業率と1・2歳児の利用率が正の関係であることを基に補正する。

【注2】 平成28年3月に総合企画課が策定した「人口ビジョン」の人口推計データを使用する。

(4) 見直し後の量の見込みの算定

上記(3)の考え方を基本とし、認定区分ごとに各区分の実情を踏まえて、次のとおり平成30年度及び平成31年度の量の見込みを算定する。

【支給認定割合】

上記(3)の平成29年4月時点の実績値から算定した支給認定割合だけではなく、直近の傾向を反映させたものとするため、平成27年度及び28年度の支給認定割合を加味した上で、平成30年度及び31年度の支給認定割合を推計する。

【1号認定】

「推計児童数」 × (「推計支給認定割合」 - 「補正值」) = 「見直し後の量の見込み」

○補正值は、平成27年度から平成29年度の各年度の幼稚園利用者の内、就業等により1号から2号へ変更になった者(未移行園から2号になった者も含む)の割合の平均値とする。

【2号認定】

「推計児童数」 × 「推計支給認定割合」 × 「補正值」 = 「見直し後の量の見込み」

○補正值は、次のとおり算定する女性就業者数の増加率とする。

(国勢調査における八千代市の女性就業者データを用いて、平成12年度から27年度(5ヵ年ごと)の増加率の平均値を5で均等割りにした値とする。)

○教育希望が強い2号認定区分の見直し後の量の見込みは、上記算定式から得た数値に23.13%(2号認定の量の見込みに占める教育希望が強い2号認定区分の量の見込み割合)を乗じて算定する。

【3号認定】

○0歳及び1・2歳の区分ごとに2号認定と同様に算定する。

3 教育・保育の確保方策

(1) 確保方策の運用上の工夫

必要利用定員総数の確保については、手引きにおいて、次のとおり運用上の工夫が示されている。

①保育所等を新たに整備した後、4・5歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が多いことに鑑み、1～3年目は4・5歳児の定員を少なくし、入所児童の進級に伴い4・5歳児の定員増加を図るなど柔軟な定員設定を施設側と調整する。

②企業主導型保育施設の設置者と調整を行い、地域枠を設定した場合には、市町村計画の整備量(確保

方策)として含めて差し支えないため、積極的な活用を図る。

- ③大規模マンション等の開発が行われる際は、関係部局と連携し、保育所等を併せて整備することにより、社会増に伴う受け皿を確保する。
- ④幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)等により、2号認定の受け皿確保策として位置づけ、計画上に計上することも可能とする。

(2) 確保方策の見直し

- ①教育・保育ニーズは、今後、社会的な要因等で大きく変動する可能性もあり、そのような状況になったときでも必要利用定員総数を確保できるよう、見直し後の量の見込みよりも確保方策が上回っている場合には、原則として見直しを行わない。
- ②見直し後の量の見込みが確保方策を上回る場合には、現時点の利用定員数と整備計画のある定員数の総数を確保方策とし、不足分については、今後、上記(1)を参考に、本市の教育・保育資源の現状や待機児童の発生状況等を見極めながら整備量を検討し、教育・保育の提供体制を確保していく。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 見直しの基本的な考え方

見直しについては、手引きにおいて、必要に応じて見直すこととされており、見直し方法については、次のとおり基本的な考え方が示されている。

【放課後児童健全育成事業（学童保育）】

利用の申し込みや待機児童の実態に応じて、保育所新設などの今後の見込量を大きく変動させる要因を踏まえて見直す。

【その他の事業】

事業の実施状況や利用状況に照らし、必要に応じて見直す。

(2) 見直しの要否の検討

見直しの要否の検討については、各事業の実施状況等を鑑みて、十分に提供体制が確保できている場合や、量の見込みの見直しが、確保方策の見直しに影響を与えない場合には、見直しを行わない。

(3) 見直しを行う事業

上記(1)(2)を踏まえて、地域子ども・子育て支援事業の内、確保方策の見直しが必要となる放課後児童健全育成事業（学童保育）及び子育て短期支援事業（ショートステイ）について、見直しを行う。

(4) 見直し後の量の見込みの算定

【放課後児童健全育成事業（学童保育）】

$$\text{「学童利用申請数」} \times \text{「増減率」} = \text{「見直し後の量の見込み」}$$

- 見直し後の量の見込みは、7地区ごとに分けて算定する。
- 増減率は、平成27年度から29年度までの7地区ごとの学童利用申請数の増減率の平均値とする。
- 平成31年度の見直し後の量の見込みは、平成30年度の量の見込みに増減率を乗じて算定する。

【子育て短期支援事業（ショートステイ）】

$$\text{「問合わせ人数」} \times \text{「平均利用日数/回」} \div \text{「児童数」} = \text{「利用割合」} \dots (a)$$

$$\text{「推計児童数」} \times (a) = \text{「見直し後の量の見込み」}$$

- 事業対象年齢は、0歳～2歳。
- 利用割合は、平成28年度におけるそれぞれの実績数を基に算定する。
- 「平均利用日数/回」とは、一人当たりが一回に利用する日数の平均値のこと。

5 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

【放課後児童健全育成事業（学童保育）】

確保方策の見直しが必要な地区については、指導員等の人的な措置による定員数の拡大や学校の余裕教室等を活用した1支援単位（1支援単位＝おおむね40名）の施設整備を計画し、見直し後の量の見込みに対応できる確保方策を検討する。

【子育て短期支援事業（ショートステイ）】

確保方策は、平成30年度及び平成31年度それぞれの見直し後の量の見込みに等しい数値とする。

6 今後のスケジュール

| | |
|-------------|---|
| 平成29年8月～9月頃 | 本方針に基づく「量の見込み」及び「確保方策」の見直し作業 |
| 平成29年10月頃～ | 八千代市子ども・子育て支援事業計画の改定作業 |
| 平成30年2月頃 | ・平成29年度第2回「八千代市子ども・子育て会議」で見直し後の「量の見込み」及び「確保方策」を報告 ・千葉県へ変更後の当該計画を提出 |
| 平成30年3月頃 | 当該計画の公表 |